

生きる力 ―理想の生活を実現するために―

Realization of the Ideal of life

佐藤実芳 (Miyoshi SATO)

はじめに

現在、高等学校への進学率は98%前後であり、全日制課程の高等学校に進学するのが当然であるという風潮がある。それに応えて政府も家庭の経済的負担を軽減させるための制度として、平成26年3月以前の高等学校入学者については、公立高等学校授業料無償制と高等学校等就学支援金制度(旧制度)を、平成26年4月以降の入学者に対しては、高等学校等就学支援金制度(新制度)を実施している。高等学校等就学支援金制度(新制度)の趣旨は、「授業料に充てるための就学支援金を支給することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の実質的な機会均等に寄与することを目的」としている。また、各都道府県及び市町村においても、高校生等の修学支援のための様々な事業が実施されている。しかし経済状況が苦しい家庭の生徒の多くが、保護者から小遣いをもらうことができないような状態にあり、更に貧困な家庭の場合には家計を助けるためにアルバイトをしているのが現状である。

平成27年度の『学校基本調査』によると、高等学校卒業後に大学、短期大学、高等専門学校4年生及び専修学校(専門課程)への進学率は過年度卒業生も含めると79.8%と¹⁾なっている。その一方で、独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)が実施した『平成24年度学生生活調査』によると、大学学部生(昼間部)の52.5%が、短期大学生(昼間部)の53.4%が日本学生支援機構の奨学金を利用している。学生に最も多く利用されている日本学生支援機構の奨学金は、学生が自立して学ぶことを支援するために、学生本人に貸与される。そのため、卒業後、学生本人が全額返還しなければならない、社会人となってから大きな経済的負担となる。

ところで現在の日本では、子どもの6人に1人が貧困家庭で育っている。その子ども達が、高等学校、そして高等教育機関へと進学することは、そのような家庭にとっては経済的に負担が大き過ぎる。しかし資格社会といわれる今日、中学校卒業の学歴では、安定した生活を送るだけの収入を得ることができ、しかも社会的に評価される専門的な職業に就くことは難しい。日本の将来を担う青少年達が、その育った家庭環境のため結果として生ずる学歴格差により、理想とする生活を手に入れることができない状況にある。

日本が経済的に豊かではなかった昭和20年代、30年代には、働きながら定時制課程や通信制課程の高等学校、更には大学で学び、15歳から経済的に自立して自ら進むべき道を自らの力で切り開いていった青少年達も多かった。その時代の教育の考え方から、私たちが学ぶべきものがあるのではないであろうか。本稿では、中学校卒業を入学要件とする准看護師養成所²⁾に焦点をあてて考察していく。

1. 准看護師養成所の誕生

女子の高等学校進学率が低かった昭和26年、高等学校卒業を資格要件とする看護師の確保が困難な為、看護師を補佐する准看護師制度がつけられた。准看護師の養成は、中学校卒業を入学資格とする准看護師養成所（2年課程）で行われた。

中学校卒業と同時に就職する女子にとって、准看護師養成所への入学が条件として付けられる医療機関への見習い看護師としての就職は、「お手伝いさんや紡績工場に就職するよりは、勉強ができて資格がとれる」³⁾という魅力があった。『白の青春 六人の看護婦の手記』には、昭和33年4月、貧しさゆえに高等学校進学を諦めて、外科医院に住み込みの見習い看護師になった女性が、仕事の内容を次のように記している。

「何でも仕事は有難いと思ひ、いわれる通りに力を入れてやった。一日の仕事は、朝食のしたくから始まり、後片付け、先生たちの居間の掃除、風呂たき、洗濯、自動車みがき、お客さんの接待、先輩達と先生達の夕食のしたく、後片付けで終わった。」⁴⁾

就職して1週間後から准看護師養成所への通学が始まると、午前中病院で働き、午後学校へ行き、病院に戻った後夜遅くまで働く毎日が続いた。その様子が以下のように記されている。厳しい見習い看護師の仕事しながら准看護師養成所に通うことは肉体的にも精神的にも大変なことであったが、准看護師養成所では同じ境遇の仲間と楽しい一時もあり、仲間と協力して頑張っている姿が伝わってくる。

「勉強は、中学時代に習ったこととまったく違い、内科学、内科看護、外科看護・・・と全部で二十四科目であった。外科学、外科看護は直接外科医院に住んでいるので、良く理解出来て面白かったが、毎日夜遅くまで働くため、神経の疲れと睡眠不足で、机につくと、とたんに睡魔が襲ってきた。体が溶けるようにだるかった。

机の上で舟をこいで、頭を打って目がさめたり、先生にチョークをなげられて、びっくりして目がさめたり、居眠りの常習犯だった。しかし私にとって、学校は体を休める、たった一つの場所だった。

授業中は夢を見ているのに、十分間の休憩には、不思議にすっきり目がさめ、夢中でおしゃべりした。」⁵⁾

見習い看護師期間の給与は勤務先により大きく異なり、この文章の筆者の場合、1ヶ月500円の給料で、しかも就職後半年間は休みがなかった。准看護師養成所の仲間の中には、1ヶ月3000円の給料で、8時間以上勤務した場合には時間外手当が出る勤務先があり、それを羨ましいと記している。

しかしその後、図1が示すように女子の高等学校への進学率が上昇したことで、見習い看護師の勤務条件や待遇の悪さから、見習い看護師は不人気となり、大都市圏では集団就職で見習い看護師を募集していたという⁶⁾。

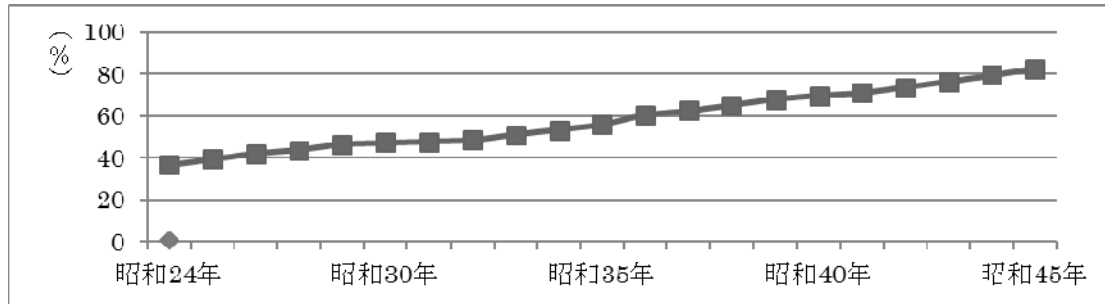


図1 高等学校への進学率（女子） *通信制課程（本科）を除く

文部科学省、「学校基本調査 平成27年度（速報）」、参考資料 表27より作成。

2. 准看護師養成に関する歴史的変遷

(1) 看護教育の高等学校への導入

高等学校に看護教育を取り入れることが議論されるようになったのは、昭和30年代中頃からである。急速な医療の進歩に伴う看護の質的量的拡大の要求と女子の高等学校進学率の上昇を背景に、文部省、厚生省、日本看護協会が、各々の立場から高等学校に看護教育を取り入れることを提案した。その理由は主に以下の4点であった。

- ① 高等学校で准看護師を養成することで、一般教養を身に付けさせることができ、准看護師が質的に向上する。
- ② 学校教育法第1条で定められた学校で准看護師を養成することが望まれていた。
- ③ 高等学校進学率の上昇に伴い、女子生徒の特性に応じた教育的配慮と職業教育の充実が求められ、准看護師を養成する衛生看護科の創設に至った。
- ④ 高等学校への進学率の上昇に伴い、中学卒業後に准看護師養成所への入学希望者が減少することが危惧された。

(2) 高等学校衛生看護科の誕生

昭和39年4月1日、日本で最初の衛生看護科が、神奈川県の大磯高等学校に設置された。当初は、衛生看護科は准看護師養成に限定せず、広く女子に必要な教養を身に付けさせる女子生徒用の学科と考えられていた⁷⁾。

しかし、昭和45年10月に告示された学習指導要領では、看護に関する学科の目標が「看護に関する知識と技術を習得させ、医療、保健の機関などにおいて、看護の仕事に従事する者を養成する」と明記され、衛生看護科は准看護師養成を主とする学科であることが示された。衛生看護科を設置する高等学校は、その後急激に増加した。

衛生看護科の卒業生の多くは、看護師免許の取得を目指して、看護系の短期大学又は看護師養成所への進学を希望した。そこで、衛生看護科の卒業生が進学して看護師の受験資格を取得することができるように、衛生看護科のある高等学校に専攻科が併設されることになった。

(3) 看護婦学校と技能連携した定時制高等学校の衛生看護科

昭和 36 年に学校教育法が一部改正され、技能連携に関する以下の条文が、第 45 条の 2 として加えられた。

「高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、技能教育のための施設で、文部大臣の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部大臣の定めるところにより、当該施設における学習を当該教科の一部の履修とみなすことができる。

② 前項の施設の指定に関し必要な事項は、政令でこれを定める。」

更に昭和 42 年には、学校教育法施行令が一部改正され、技能教育施設の指定の基準として修業年限が 3 年から 1 年に、年間指導時間数が 800 時間以上から 680 時間以上に改められた。また、技能教育施設の指定等に関する規則も一部改正され、指定技能教育施設での学習を、高等学校が定める全課程修了を認めるに必要な単位数のおおむね三分の一以内から二分の一以内に改められた。これらの改正により、准看護師養成所と連携した定時制の衛生看護科が誕生することになった。

准看護師養成所と技能連携した定時制高等学校の衛生看護科の誕生後は、見習い看護師の生活は、午前は医療機関で勤務し、午後は准看護師養成所、夜は高等学校（定時制の衛生看護科）に通うという生活も可能になった。働きながら、准看護師の資格を 2 年間で取得し、准看護師養成所の学習と合わせて 4 年間で高等学校も卒業できるシステムが作られたのである。愛知県立一宮東高等学校衛生看護科（定時制）に昭和 60 年 4 月に入学した女子生徒が、入学して 7 ヶ月しか経過していないのに退学者が多い現実に対して、以下のように記している。

「あれほど心に誓ったのに、『仕事で疲れて苦しくても』すばらしい人生を送るために卒業すると誓ったのに・・・(中略)・・・

しかし、普通科とは逆に、衛生看護科の退学率は極めて低い。それは、看護婦という目標を持って日々努力し、各自が心に決意しているからだと思います。目標を持って進むことは、どんなに苦しい毎日の連続であっても、自分自身を励ましてくれる。

結果を考える前に、目標を持ち、目標に向い、毎日努力すれば必ず良い結果が生まれると思います。『目標は卒業のために、卒業は目標のために、そして、自分自身のために』を合言葉に、一人でも多くの人が卒業できるように、声をかけ合い、力を合わせながら一人でも多くの仲間が卒業できるように、盛り上げていきたいと思います。」⁸⁾

(4) 准看護師問題

昭和 30 年代後半から、准看護師制度の存廃及びその養成を巡る議論が繰り返行われてきた。そこで、平成 7 年 10 月、厚生省に「准看護婦問題調査検討会」が設置され、准看護師に関する実態調査に基づき准看護師問題が検討されることになった。そして、平成 8 年 12 月 20 日、その結果が「准看護婦問題調査検討報告書」として提出された。

同報告書では、准看護師問題の解決への道として「現行の准看護婦養成課程の内容を看

護婦養成課程の内容に達するまで改善し、21世紀初頭の早い段階を目途に、看護養成制度の統合に努める」ことが提言された。高等学校衛生看護科に関しては、「この報告に沿って、詳細について別途検討がなされるべきである」ことが示された。

(5) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正による高等学校衛生看護科の変化

平成11年12月27日の文部省令・厚生省令第5号により、保健師助産師看護師学校養成所指定規則が一部改正されることになった。この改正により、准看護師養成所の指定基準が改められるとともに、高等学校の衛生看護科と専攻科との5年一貫教育による看護師養成が可能になった。なかでも高等学校の衛生看護科に特に大きな影響を与えることになったのが、カリキュラムの変更である。

基礎科目では、改正前は国語、音楽、外国語、保健体育の各35時間を含む205時間であったのが、改正後は国語、外国語の各35時間を含む105時間になり、100時間削減された。その一方、専門基礎科目と専門科目（実習を含む）が390時間増加した。これを高等学校の単位数に換算すると、基礎科目は約6単位から3単位に減少し、専門基礎科目と専門科目（実習を含む）が、37単位から51単位に増加したことになる。そのため、准看護師の受験資格取得可能な衛生看護科は、大幅なカリキュラムの変更が求められることになった。その結果、従来の准看護師の受験資格を付与する衛生看護科は減少し、多くが専攻科（2年）との5年一貫教育での看護師養成型の衛生看護科に移行した⁹⁾。また、看護資格の取得ができない進学型の衛生看護科もつくられた。

3. 現在の准看護師養成所

平成26年度において、全国で238校の准看護師養成所（内16校が高等学校衛生看護科）がある。『平成27年度医師会立助産師・看護師・准看護師養成所調査（平成27年5月実施）』によると、医師会立准看護師課程入学者の最終学歴は、最も多いのが高等学校既卒業者の50.4%、次いで高等学校新卒者が28.0%、大学卒業者が9.0%、短期大学卒業者が7.5%、そして中学校卒業者が最も少ない5.1%である。

表1は宮崎県内医師会立の看護師・准看護師養成課程の入学試験実質倍率である。准看護師養成の高等課程と看護師養成の専門課程を併設する3校とも、高等課程の方が入学試験の倍率が高い。また表2は、宮崎県内医師会立の看護師・准看護師養成課程の入学者の最終学歴であるが、中学校卒業者が占める割合は少なく、中学卒業者が全くいない学校も2校ある。

高等課程は中学校卒業を入学要件にしているため、入学試験も中学校程度¹⁰⁾であり、学校教育から時間的に離れた年齢の社会人でも受験しやすい。准看護師資格は2年間で取得できるため、転職するのに長い時間を費やすことができない社会人には、看護師資格より好都合であると考えられるようである。

中学校卒業で入学した場合、17歳で准看護師資格を取得することができ、社会人でも転職を希望する准看護師として、経済的に自立することができるといえる。

表 1：宮崎県内医師会立の看護師・准看護師養成課程の入学試験実質倍率（平成 25 年度入学）

学校名	課程	定員	応募者数	受験者数	合格者数	実質倍率
宮崎看護専門学校	高等課程	100 人	234 人	230 人	101 人	2.28 倍
	専門課程	50 人	96 人	96 人	50 人	1.92 倍
都城看護専門学校	高等課程	70 人	140 人	139 人	77 人	1.81 倍
	専門課程	50 人	71 人	70 人	53 人	1.32 倍
延岡看護専門学校	高等課程	40 人	92 人	90 人	46 人	1.96 倍
	専門課程	40 人	71 人	71 人	47 人	1.51 倍
日向看護高等専修学校	准看護師	32 人	84 人	84 人	38 人	2.21 倍
児湯准看護学校	准看護師	20 人	40 人	38 人	24 人	1.58 倍
小林准看護学校	准看護師	40 人	37 人	37 人	27 人	1.37 倍

高等課程＝医療高等課程（准看護師養成） / 専門課程＝医療専門課程（看護師養成）

宮崎県医師会広報委員会、『日州医事』第 774 号、平成 26 年 2 月、5 頁より作成。

表 2：宮崎県内医師会立の看護師・准看護師養成所の入学者の最終学歴（平成 25 年度入学）

学校名	課程	入学者	中卒	高校新卒	高校既卒	短大卒	大卒
宮崎看護専門学校	高等課程	101 人	1 人 (1%)	33 人 (32.7%)	49 人 (48.5%)	8 人 (7.9%)	10 人 (9.9%)
	専門課程	50 人	1 人 (2%)	33 人 (66%)	5 人 (10%)	4 人 (8%)	7 人 (14%)
都城看護専門学校	高等課程	71 人	8 人 (11.3%)	30 人 (42.3%)	27 人 (38.0%)	4 人 (5.6%)	2 人 (2.8%)
	専門課程	53 人	2 人 (3.8%)	3 人 (5.7%)	45 人 (84.9%)	2 人 (3.8%)	0 人
延岡看護専門学校	高等課程	44 人	0 人	18 人 (40.9%)	18 人 (40.9%)	4 人 (9.1%)	3 人 (6.8%)
	専門課程	41 人	0 人	0 人	33 人 (80.5%)	2 人 (4.9%)	6 人 (14.6%)
日向看護 高等専修学校	准看護師	35 人	0 人	17 人 (48.6%)	14 人 (40.0%)	2 人 (5.7%)	1 人 (2.9%)
児湯准看護学校	准看護師	24 人	1 人 (4.2%)	8 人 (33.3%)	12 人 (50.0%)	2 人 (8.3%)	1 人 (4.2%)
小林准看護学校	准看護師	20 人	20 人 (100%)	0 人	0 人	0 人	0 人

高等課程＝医療高等課程（准看護師養成） / 専門課程＝医療専門課程（看護師養成）

4. 准看護師資格取得後の将来展望

看護職の特徴は、准看護師資格から出発して、本人の努力次第で看護師、そして助産師、保健師等へと、上級の資格を取得することができることである。

(1) 准看護師から看護師へ

看護師養成所の入学要件は高等学校卒業で、教育課程は 3000 時間以上に対し、准看護師養成所の入学要件は中学校卒業で、教育課程は 1890 時間である。そのため、看護師とは、「厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者」（保健師助産師看護師法・第 5 条）で、准看護師とは「都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、前条に規定することを行うことを業とする者」（保健師助産師看護師法・第 6 条）と区別される。当然、看護師に比べて准看護師は、社会的に評価が低く、給与・昇給・昇格などの労働条件も悪い。

高等学校を卒業している場合には、准看護師資格取得後に、看護専門学校、看護短期大学、高等学校専攻科に進学して、2 年で看護師の国家資格受験資格を得て、合格すれば看護師の資格を取得することができる。経済的な理由で全日制の学校に入学できない場合には、准看護師として働きながら定時制の看護師養成所（修業年限 3 年）で看護師資格を取得することができる。中学校卒業の場合には、准看護師の資格取得後 3 年以上の実務経験があれば、同様に看護師資格を取得することができる。中学校卒業後、准看護師養成所に入学して 2 年間で准看護師資格を取得後、3 年の実務経験を経て、定時制の看護師養成所に入学した場合、23 歳で看護師資格を取得することができる。

表 2 は、宮崎県内にある医師会立の准看護師養成所の最終学歴であるが、入学者全員が中学卒業という准看護学校が 1 校ある。宮崎県小林市にある一般社団法人西諸医師会小林准看護学校は、学校法人高千穂学園小林西高等学校の衛生看護科（昼間定時制）と技能連携した准看護学校である。同校は、高等学校衛生看護科（昼間定時制）と技能連携している、現在日本で唯一の准看護学校である。

小林准看護学校の場合、生徒は准看護学校と小林西高等学校に同時に入学し、2 年間で准看護学校を卒業した後、准看護師として仕事をしながら 4 年間で高等学校を卒業できるシステムを作り上げている。そして、卒業生の多くが、高等学校卒業後に看護師の資格を取得するために進学している。

小林准看護学校の場合、西諸医師会及び委託医療施設が 2 年間の学資を全額負担する他、交通費の助成、育英金制度で、生徒の経済的負担を軽減している。更に准看護師資格取得後、小林西高等学校の授業にあわせた勤務ができるように勤務形態が配慮される。准看護師資格取得後の医療機関での勤務により、経済的に自立することができるだけでなく、高等学校卒業後の進路のための資金作りも可能である¹¹⁾。小林准看護学校の事務局長遊木和利氏は、子ども達の「看護師になりたいという夢を諦めない」ですむように頑張っていると語られた¹²⁾。

小林准看護学校の場合、昭和 53 年 4 月に小林西高等学校と技能連携しており、その歴史が長い。表 3 は、平成 10 年度～平成 26 年度小林西高等学校衛生看護科卒業者の進学率である。小林西高等学校の生徒達は、高等学校卒業後に看護師の資格取得を目指して進学していった先輩をモデルに進学していくのではないであろうか。小林准看護学校の場合、17 歳で経済的に自立して、働きながら定時制の看護師養成所等に通って 22 歳で看護師の資格を取得することができる。

表 3：小林西高等学校衛生看護科卒業者の進学率（平成 10 年度～平成 26 年度）

年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
進学率 (%)	47	49	51	31	46	44	33	55	50	57	75	78	57	71	75	95	63

一般社団法人西諸医師会、『小林准看護学校オープンスクール <小林西高等学校 衛生看護科 技能連携校>』、平成 27 年、7 頁より作成。

同様に石川県金沢市にある石川県立総合看護専門学校准看護学科は、石川県立金沢泉丘高等学校の衛生看護科（通信制）と技能連携している。同高等学校は、最短で 3 年間で卒業することができる。この場合、准看護師として 17 歳で経済的に自立し、高等学校を卒業して 18 歳から定時制の看護師養成所で学ぶことができ、働きながら 21 歳で看護師資格を取得することが可能である。同高等学校では、平成 27 年度に、衛生看護科の生徒が 2 年生に 1 人、3 年生に 1 人在籍している。

高等学校卒業後に看護師を目指して大学に入学した場合には、看護師の国家試験を受験する資格を得るのに 4 年、短期大学及び看護専門学校に入学した場合には 3 年が必要である。短期大学等の場合には 21 歳で、大学の場合には 22 歳で看護師の資格を取得することができる。看護師の資格を取得する年齢は、17 歳で准看護師を取得して働きながら看護師資格を取得した場合とほとんどかわらない。

尚、准看護師資格取得後 10 年以上¹³⁾の実務経験がある場合には、通信制の看護師養成所（2 年）で看護師資格を取得することも可能である。准看護師としてフルタイムで働きながら定時制の看護師養成所に通うことはかなり難しい。通信制の場合、自宅で学ぶことができるので、フルタイムで働きながらも看護師資格を取得しやすい。しかしその分、准看護師資格を取得してから看護師資格を取得するのに 12 年という時間が必要になる。

（2）看護師から助産師・保健師へ

看護師より更に上級の資格が助産師と保健師である。

【看護師から助産師へ】

看護師が、助産師の国家試験の受験資格を得て試験に合格すると、助産師の資格を取得することができる。助産師とは「厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じよく婦若しくは新生児の保健指導を行うことを業とする女子」（保健師助産師看護師法・第 3 条）で、介護職の

中で唯一女子に限定された資格である。助産師の国家試験の受験資格を得る方法も様々ある。

大学の助産師課程のある看護系学部では、看護師と助産師の両方の国家試験の受験資格を取得することができる。また、大学院に進学して助産師の国家試験の受験資格を取得することもできる。

看護師の場合には、助産師養成所に1年又は2年通学すると、助産師の国家試験の受験資格を取得することができる。この方法を用いると、准看護師から出発しても助産師の資格を取得することが可能である。

東京にある母子保健研修センター助産師学校では、月曜日から金曜日まで9時から16時10分迄の授業がある1年コースと、1年次は月曜日から水曜日、2年次は水曜日から金曜日まで9時から16時10分迄の授業がある2年コースがある¹⁴⁾。2年コースの場合には、看護師の仕事を続けながら、通学することができる。

【看護師から保健師へ】

看護師が、保健師の国家試験の受験資格を得て試験に合格すると、保健師の資格を取得することができる。保健師とは、「厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者」（保健師助産師看護師法・第2条）で、病気を予防するために、生活習慣の改善の指導を行ったり、乳幼児の発達診断などを行う。

助産師と同様、保健師課程のある看護系の大学等では、看護師と保健師の両方の国家試験の受験資格を取得することができる。また、大学院に進学して保健師の国家試験の受験資格を取得することもできる。

看護師の場合には、保健師養成所（1年）に通学すると、保健師の国家試験の受験資格を取得することができる。この方法を用いると、准看護師から出発しても保健師になることが可能である。但し、助産師養成所とは異なり保健師学校はすべて全日制であるので、仕事との両立はできない。そのため、保健師学校に通学する1年間だけは看護師としてアルバイト程度の仕事しかすることができない。

おわりに

文部科学省が実施した「平成24年度子どもの学習費調査」によると、全日制の高等学校の場合、年間の学費は、公立で386,439円、私立で966,816円である。私立大学の場合、平成25年度に入学した学生の初年度納付金は平均1,312,526円¹⁵⁾、国立大学の場合817,800円¹⁶⁾である。経済的に苦しい家庭では、高等学校及び大学の授業料は大きな負担である。

家庭の経済的な理由で、子ども達は自分の理想とする生活を手に入れることを諦めてしまうのは、悲しい現実である。本稿で取り上げた看護職のように、本人の努力次第で自分が理想とする生活を手に入れることができなければ、貧困の連鎖は解消しないであろう。またそのことは、日本の経済にもマイナスの影響をきたすであろう。全ての子ども達に、自らの力で自分が理想とする生活を手に入れる方法が存在する教育のあり方が、今後の日本の学校教育には重要

であると考える。

注

- 1) 文部科学省『学校基本調査 平成 27 年度 (速報)』 参考資料 表 19 によると、過年度生を含む高等学校進学率は、大学が 51.5%、短期大学が 5.1%、高等専門学校が 0.9%、専修学校 (専門課程) が 22.4%である。
- 2) 平成 14 年 3 月施行の「保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律」により、それまで使用されていた「看護婦・准看護師 (女性)」「看護士・准看護師 (男性)」から、男女の区別のない「看護師・准看護師」へと変更された。本稿では、全般的な記述は「看護師」「准看護師」を用いるが、必要な場合は「看護婦」「准看護婦」を用いる。また、准看護師養成所は、現在では准看護学校、看護専門学校の准看護学科等の名称が使われている。
- 3) 兵庫県准看護婦学校教育協議会、『あゆみ 虹の架け橋』、兵庫県准看護婦学校教育協議会、平成 10 年、31 頁。
- 4) 佐野圭子、「住み込み」、医療文芸集団、『白の青春 六人の看護婦の手記』、東方出版社、昭和 42 年、33 頁。
- 5) 同上書、36 頁。
- 6) 田中正太、「時論 准看護婦学校の定員問題と当面する看護婦の諸問題について」、『日本医事新報』2011 号、昭和 41 年 9 月、70 頁。
- 7) 昭和 39 年 2 月 13 日、文部省初等中等局は、「高等学校における看護に関する学科の目標は、准看護婦養成というような幅の狭いものだけでなく、女子の一般教養としての家庭生活に必要な衛生、看護等に関する知識および技術を習得させるとともに、看護に関する専門知識、技術を必要とする仕事に従事する者を養成し、あわせて社会人としての人格識見を養うように、幅広いものでなければならない。」と、衛生看護科の目標を示した。
- 8) 愛知県立一宮東高等学校、『二十年のあゆみ』、平成 4 年、38-39 項。
- 9) 日本看護協会出版会編集『平成 26 年 看護関係統計資料集』によると、平成 26 年度において、看護師資格を付与する衛生看護科が 16 校、専攻科との 5 年一貫教育での看護師養成型の衛生看護科が 76 校ある。
- 10) 試験内容としては、国語、作文、一般教養、面接等が行われる。
- 11) 月額 88,000 円~95,000 円の給与に加え、賞与 (夏期・冬季) が支給される。
- 12) 平成 27 年 9 月 11 日、小林准看護学校における筆者との面談。
- 13) 平成 29 年から実務経験が 5 年以上に短縮される動きがある。
- 14) 母子保健研修センター助産師学校 HP
<http://midwifery-school.jp/target/jukensei.html> (平成 27 年 11 月 30 日閲覧)
- 15) 文部科学省高等教育局私学部私学行政課「私立大学等の平成 25 年度入学者に係る学生納付金等調査結果について」
- 16) 国立大学等の授業料その他の費用に関する省令

参考文献

1. 愛知県立一宮東高等学校、『二十年のあゆみ』、平成 4 年。
2. 石川県立金沢泉丘高等学校通信制課程、『学校案内』。
3. 学校法人高千穂学園小林西高等学校、『平成 27 年度学校要覧』。
4. 一般社団法人西諸医師会、『小林准看護学校オープンスクール 《小林西高等学校 衛生看護科 技能連携校》』、平成 27 年。
5. 医療文芸集団、『白の青春 六人の看護婦の手記』、東方出版社、昭和 42 年。
6. 兵庫県准看護婦学校教育協議会、『あゆみ 虹の架け橋』、兵庫県准看護婦学校教育協議会、平成 10 年。
7. 宮崎県医師会広報委員会、『日州医事』第 774 号、平成 26 年 2 月。